

入札執行手続きの改正について

1. 改正の内容

制限付一般競争入札の範囲拡大

公正で透明性の高い契約制度を確立するため、制限付一般競争入札の適用範囲を平成 27 年 7 月 1 日から以下のように改める。ただし、改正後⑤の適用については、平成 28 月 1 月 1 日からとする。

現行	改正後
①設計金額が 5,000 万円以上の工事	①設計金額 5,000 万円以上の工事 ②設計金額が 500 万円以上の測量・コンサルタント業務 ③設計金額 80 万円以上の財産の買入れ ④設計金額が 40 万円以上の物件の借入 ⑤上記以外、設計金額が 50 万円以上のもの

※上記の改正は、財産の売払い、物件の貸付けの契約は含まない。

問合せ連絡先

多古町役場 総務課 管財係

電話：0479-76-2611